

長野県中小企業振興条例

「条文素案」と「条文案」 対照表

資料 5

条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
<p>(名称) 長野県中小企業振興条例</p>	<p>○理念型条例であるので「基本」の語を入れて「長野県中小企業振興基本条例」とした方がよい。(関野委員)</p>	<p>○県民にわかりやすいシンプルな名称とするため、「基本」は入れないこととしたい。</p>	<p>(名称) 長野県中小企業振興条例</p>
<p>(前文) 長野県の発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である。 本県は、美しく豊かな自然環境や、先人の努力の賜である健康長寿に恵まれ、古より教育を大切にす風土や、勤勉な県民性など、様々な強みを有している。 その中であって、本県の基幹産業は、明治期の製糸工業から、戦前・戦後期には精密機械工業へ、その後、情報通信機器や電子部品などの加工組立型産業、さらに現在は自動車産業の電装化分野への展開へと、巧みに構造転換を遂げつつ大きく発展してきた。 この発展を支えたのは、時代の変化をいち早く察知し、旺盛な企業家精神をもって果敢に挑戦する中小企業であり、独自の技術を生み出し、絶えず競争力を高め、本県経済の発展に貢献してきた。 本県の中小企業は、基幹となる製造業をはじめ、豊かな観光資源を活かした観光業、地域の暮らしに密着した商業・サービス業、地域に根ざし地域を守る建設業、その他の様々な産業が、それぞれの分野で、重要な役割を果たしてきている。 そして、優れた製品やサービスを提供し、地元の雇用を生み出し、地域経済を支え、地域の人々の暮らしと伝統文化を守ってきた。 今、大きな社会経済情勢の変化の中で、本県の中小企業は、これまで培ってきた独自の技術をもとに、進取の気性を発揮して、新たな成長分野へ切り込んでいくことが求められている。さらに、付加価値の高い産業の構築に向け、果敢に挑戦していくことが期待されている。 このような困難な時代にあっても、本県には、脈々と受け継がれる企業家精神と、それを支える地域の力があるため、常に時代の変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦していくことができる。 今こそ、県はもちろん、中小企業に関係するすべての団体・機関、そして県民が互いに手を取り合い、中小企業の挑戦を応援していくことが必要とされているのである。 中小企業の挑戦の軌跡や成功の物語は、未来を担う子供たちに、夢や生きる指針を与えるに違いない。 そして、中小企業のさらなる発展の先には、若者から高齢者まで、女性も男性も、全ての県民が一人ひとりの能力を発揮し、働き続けることができる社会や、様々な創意工夫と取組の中から、地域社会の課題解決を目的としたソーシャルビジネスや、NPO等多様な主体との協働など、新しい社会貢献の形も生まれてくることを期待できる。 ここに、明日への希望を持ち、中小企業のさらなる発展をめぐして、中小企業のための条例を制定する。</p>	<p>○前文が長すぎるイメージ。(水本委員)</p> <p>○前文が重い感じ。あまり長いと条例本文を読まなくなってしまう。第3条の基本理念もあるので、前文は短い方がよい。歴史的なことを紐解くよりも、これからのことを書いたほうがよい。(経済団体)</p> <p>○全て削除または大幅な見直しが必要。条例における前文の位置付けを再確認のうえ前文自体の必要性や規定すべき事項を精査する必要がある。(庁内関係課)</p> <p>○冒頭の一文で「発展の原動力は、…中小企業である」と言い切っているが問題ないか。中小企業以外にも発展の原動力と考えられるものがあるのではないか。(庁内関係課)</p> <p>○冒頭の一文は「長野県の発展の原動力の一つは、」あるいは「長野県経済の発展の主要な原動力は、」のような表現とすべきではないか。「長野県の発展」と表現する場合、経済・産業のみならず文化や県民生活、医療(長寿)など多岐にわたる解釈が可能のため。(庁内関係課)</p> <p>○前文に「中小企業は社会の主役である」を加えた方がよい。条例の趣旨として重要。中小企業憲章の文言。(経済団体)</p> <p>○「美しく豊かな自然環境や」の次に「地域の特性を活かした農林産物の生産」を追加すべき。農林業が盛んな本県を現し、地域資源として農林産物の活用を促すため。(庁内関係課)</p> <p>○下から2段落目は途中で文を1回切った方がよい。長すぎて内容が薄まってしまう感じがする。(西澤委員)</p> <p>○いきいきと働く場の創出が重要。「一人ひとりが生き生きと働き続ける社会」などとしてほしい。(根橋委員)</p>	<p>○内容を精査し、短縮化を図った。</p> <p>○同上</p> <p>○条例制定の理念を強調して宣明するために前文は必要と考える。 ○内容を精査し、短縮化を図った。</p> <p>○長野県の「産業」発展の原動力と限定した表記に改めた。</p> <p>○同上</p> <p>○「長野県の産業発展の原動力」という表現で、本条例の趣旨の1つである中小企業の重要性をうたっている。 ○上記の庁内関係課の意見等を踏まえ、追加は行わないこととしたい。</p> <p>○意見の趣旨を前文に反映した。 (「豊かな農林産物などの恵まれた地域資源」を追加した。)</p> <p>○表現を工夫・変更した。</p> <p>○意見の趣旨を前文に反映した。 (「生き生きと働き続けることができる社会」とした。)</p>	<p>長野県の産業発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である。 本県の産業は、美しい自然環境、豊かな農林産物などの恵まれた地域資源や、勤勉で教育を重んじる県民性など様々な強みを活かして、大きな飛躍を遂げてきた。基幹産業は、明治期の製糸工業から、戦後の精密機械工業、その後、加工組立型産業、さらに近年は自動車産業の電装化分野へと、巧みに産業構造の転換を図りつつ発展し、地域に根ざした様々な産業も、地域の雇用を生み出し、地域経済を支え、県民が安心して暮らせる社会づくりに貢献している。これらに大きな役割を果たしているのは、中小企業である。 そして、今後、中小企業者は、優れた技術力を活かして新たな成長分野への進出に果敢に挑戦し、産業のイノベーションを巻き起こしていくことが期待されている。さらに、中小企業が地域社会の課題の解決を目的として、住民、特定非営利活動法人等の多様な主体と協働する新しいビジネスモデルが生まれ、ひいては年齢、性別、国籍及び障害の有無に関わらず、県民一人一人がそれぞれの能力を発揮し、生き生きと働き続けることができる社会の実現に寄与することも期待できる。こうした中小企業者が挑戦し、中小企業が発展していく過程は、未来を担う子どもたちに夢や希望を与えるに違いない。 しかしながら、少子高齢化、人口減少やアジア新興国の台頭など大きな社会経済環境の変化により、中小企業は、厳しい経営環境に置かれている。 こうした中小企業を取り巻く状況を考えると、中小企業者の自主的な経営の向上や改善の努力に加え、県民の理解と協力の下、中小企業関係団体や金融機関等のもとより、教育機関や労働団体も連携して、中小企業者の挑戦を応援していくことが必要とされているのである。 ここに、中小企業者が自らの重要性を改めて認識し、未来への希望を持って新たな挑戦を行うことにより、中小企業が一層発展することを旨として、この条例を制定する。</p>

条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
(目的) 第1条 この条例は、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に図り、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。		○規定内容の充実を図った。 (法規担当部署との調整により修正)	(目的) 第1条 この条例は、 <u>中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。</u>
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。		(法規担当部署との調整により修正)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(次号において「事務所等」という。)を有するものをいう。
(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。			(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
(3) 中小企業団体等 長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、県内各商工会議所、長野県商工会連合会、県内各商工会、商店街振興組合及びその他の中小企業に関する団体(以下、「商工団体等」という。)並びに長野県中小企業振興センター、長野県テクノ財団及びその他の中小企業に関する機関で、県内に事務所を有するものをいう。	○素案第2条第3号、第6条第4項及び第8条第2項の「商工団体等」を「中小企業団体等」と改めた方がよい。(経済団体)  ○素案第2条第3号の「中小企業団体等」の定義は、「及びその他の中小企業に関する団体」を「及び長野県中小企業家同友会やその他の中小企業に関する団体」に改めた方がよい。(経済団体)	○条文案第2条第3号、第5条第4項及び第7条に反映した。 (「中小企業関係団体」と改めた。)  ○条文案第2条第3号のとおり、団体名を正式名称に改めた。  ○団体の名称は、原則として法定団体及び公的団体並びにそれらに準ずるものについて総合的に勘案して規定した。	(3) 中小企業関係団体等 <u>一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、商工会議所、長野県商工会連合会、商工会、商店街振興組合、その他の中小企業関係団体(第5条第4項及び第7条において「中小企業関係団体」という。)</u> 並びに <u>公益財団法人長野県中小企業振興センター及び公益財団法人長野県テクノ財団</u> をいう。
(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者(金融機関等を除く。)で、県内に事務所等を有するものをいう。	○必要性、内容の再検討が必要。「中小企業振興」のために、これらの団体等に条例上の責務を負わせることが適当なのか、また可能なか疑問がある。(庁内関係課) 【以下、素案第5号～第7号について同じ】	○中小企業に関係する様々な主体の連携がこの条例の趣旨の1つであることから、協力を求める意味で努力規定として規定したい。 【以下、条文案第5号～第7号について同じ】	(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者(金融機関等を除く。)をいう。
(5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関並びに研究機関をいう。	○幼稚園においてもキャリア教育を実施しているので、幼稚園も加えた方がよい。(庁内関係課)	○条文案第2条第5号に反映した。 (内容的に幼稚園も含む表記に改めた。学校教育法第1条に規定する学校には幼稚園が含まれる。)	(5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。
(6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者で、県内に本店又は支店を有するもの及び長野県信用保証協会をいう。		(法規担当部署との調整により修正)	(6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用保証協会をいう。
(7) 労働団体 労働組合その他主に労働者が参加している団体をいう。		○「労働団体」の定義の明確化を図った。 (法規担当部署との調整により修正)	(7) 労働団体 <u>労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合</u> をいう。
	○素案第7条第1項の「関係機関」の定義を明確にすべき。 (庁内関係課)	○条文案第2条第8号に反映した。 (新たに「関係団体等」の定義を設け、条文案第6条の「関係団体等」の内容を明らかにした。)	(8) 関係団体等 <u>第3号から前号に定める団体等</u> をいう。



条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
<b>(基本理念)</b>			<b>(基本理念)</b>
第3条 本県の中小企業は、経済の牽引役として地域経済を担い、自立的・主体的な事業活動等を通じて地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在であることにかんがみ、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。		(法規担当部署との調整により修正)	第3条 中小企業は、多様な分野において自主的な事業活動を行うことにより、地域経済の牽引役として地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
(1) 中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進される。		○条文案第5条第5項、第11条第2項及び第12条で県産品の購入を規定することに対応して、基本理念にも考え方を明記した。 (法規担当部署との調整により修正)	(1) 中小企業者の経営革新等による経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進されるとともに、 <u>県産品の積極的な利用による地域の経済循環の創出が図られること。</u>
(2) 本県の高度な技術集積や多様で特色ある地域資源を活用し、次世代産業の創出や県の特徴を活かした付加価値の高い産業づくりが推進される。	○「イノベーション」や「経営革新」はこれから必ず必要とってくるキーワード。(経済団体)	○条文案第3条第2号、第4条第1項及び第17条に「産業のイノベーションの創出」を規定した。	(2) <u>企業の創業と地域における次世代産業の創出及び集積が図られ、産業のイノベーションの創出(新たな製品の開発又は生産、新たなサービスの開発又は提供等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。第4条第1項及び第17条において同じ。)</u> が促進されること。
	○「観光業」や「農林業」も第2章で具体的に条文を設けて規定したほうがよい。特に観光業は本県にとって重要であるし、また、農林業もこれから法人化が進み、付加価値も高まっていくと思うので。(経済団体)	○条文案第19条～第21条で商店街の活性化や地場産業、観光産業等の振興等を規定することに対応して、基本理念にも考え方を明記した。	(3) <u>地域に根ざした商店街の活性化及び地場産業等の振興並びに豊かな地域資源を活かした観光産業及び農林産業の振興に留意して実施されること。</u>
(3) 本県において多数を占める小規模企業者の経営規模及び経営形態等に配慮して施策が推進され、小規模企業者の活力が最大限に発揮される。		(法規担当部署との調整により修正)	(4) <u>小規模企業者の経営の規模及び形態等に配慮するとともに、その活力が最大限に発揮されること。</u>
(4) 年齢や性別に関わらず多様な雇用の機会が確保されるとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られる。	○雇用の機会の確保は、年齢や性別だけでなく、「国籍」も書いた方がよいのでは。(西澤委員)	○条文案第3条第5号及び前文に反映した。 (「国籍」を追加)	(5) 年齢、性別、国籍及び障害の有無に関わらず多様な雇用の機会が確保され、 <u>労働環境が整備されるとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られること。</u>
	○「多様な雇用」のところに「働きがいのある良質な雇用」という文言を入れてほしい。(根橋委員)	○条文案第3条第5号に反映した。 (新たに「労働環境が整備され」を追加)	
(5) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、大企業者、教育機関、研究機関、金融機関等、労働団体及び県民が相互に連携し、協働して推進される。		○県民は、中小企業に関係する団体等に比べ、中小企業との関わり方がより間接的と考えられるので、「連携」ではなく「協力」という表現としたい。 (法規担当部署との調整により修正)	(6) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、教育機関等、金融機関等及び労働団体が相互に連携するとともに、 <u>中小企業の振興に関する施策の実施に当たり県民が協力することにより、これらの者が協働して推進されること。</u>
<b>(関係者の役割等)</b>			
第4条 中小企業及びその関係者は、相互に連携及び協力し、中小企業の事業の発展ひいては地域社会の持続的な発展に寄与するように努めるものとする。		○関係者の役割等は、条文案第4条～第11条で個別に規定することとした。(法規担当部署との調整により削除)	
2 中小企業及びその関係者は、その事業活動において原材料、物品及びサービス等を調達する場合、地域内の経済循環を創出し地域経済が持続的に発展するために、できるだけ県内産のものを調達するよう努めるものとする。		○地域内の経済循環の創出は基本理念(条文案第3条第1号)で、県産品の購入は中小企業者の努力(条文案第5条第5項)でそれぞれ規定することとした。 (法規担当部署との調整により削除)	
<b>(県の責務)</b>			<b>(県の責務)</b>
第5条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。	○「イノベーション」や「経営革新」はこれから必ず必要とってくるキーワード。(経済団体)	○条文案第3条第2号、第4条第1項及び第17条に「産業のイノベーションの創出」を規定した。	第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、特に <u>産業のイノベーションの創出に留意して、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。</u>
		○素案第32条後段から移動 (法規担当部署との調整により修正)	2 県は、前項に定める中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、 <u>中小企業者及び中小企業関係団体等の意見を反映するよう努めるものとする。</u>

条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
<b>(中小企業者の取組)</b>			<b>(中小企業者の努力)</b>
第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の安定及び向上に努めるものとする。	○条文の見出しについて、素案第7条～第11条に合わせて「中小企業者の役割」に改めたほうがよい。(庁内関係課)	○中小企業者は本条例の中心的な存在であるので主体性を強調して見出しを「中小企業者の努力」とし、条文案第6条～第10条の各関係者については、中小企業に協力していただくために見出しを「…の役割」として規定することとしたい。	第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、 <u>経営革新等</u> を通じて自主的にその経営の向上及び改善を図るとともに、 <u>地域貢献活動の実施に努めなければならない</u> 。
2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互にあるいは関係機関と連携し、開発能力や経営能力を高め、新分野への進出又は新産業を創出するよう努めるものとする。		(法規担当部署との調整により修正)	2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互に又は関係団体等と連携し、その経営能力並びに製品及びサービスの開発能力を高め、 <u>新たな事業分野への進出を図るよう努めなければならない</u> 。
3 中小企業者は、雇用機会の確保、雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。		(法規担当部署との調整により修正)	3 中小企業者は、 <u>自ら雇用の機会の創出、労働環境の整備及び従業員の育成に努めなければならない</u> 。
4 中小企業者は、商工団体等への積極的な加入等を通じて、経営能力の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。	○商工団体加入を規定した点を評価する。(経済団体)  ○中小企業者の商工団体等への加入は、中小企業者の立場からすると「努めるものとする」くらいの方がよい。(経済団体)  ○素案第2条第3号、第6条第4項及び第8条第2項の「商工団体等」を「中小企業団体等」と改めた方がよい。(経済団体)	○「努めなければならない」という表現は努力規定であり、本条例では「努めるものとする」と同義に使用している(「努めるものとする」は県が主体となる条文で使用)。(法規担当部署との調整により修正)  ○条文案第2条第3号、第5条第4項及び第7条に反映した。(「中小企業関係団体」と改めた。)	4 中小企業者は、その経営能力の向上等を図るため、 <u>中小企業関係団体へ積極的に加入するよう努めなければならない</u> 。
5 中小企業の労働者は、経営者とともに中小企業の重要性を理解し、自ら従事する中小企業の発展を通じて地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。		○条文案第10条第2項へ移動(中小企業者の取組みではなく、中小企業の労働者の取組みであるため) (法規担当部署との調整により修正)	
		○素案第4条第2項を削除し、同趣旨の規定を本項に設けた。 (法規担当部署との調整により修正)	5 中小企業者は、その事業活動において原材料及び物品等を調達する場合、 <u>県産品を購入するよう努めなければならない</u> 。
<b>(中小企業団体等の役割)</b>			<b>(中小企業関係団体の役割)</b>
第7条 中小企業団体等のうち中小企業の支援を目的とするものは、その専門知識及び技術等を活かして、中小企業が行う新技術・新商品の開発並びに経営の向上及び改善等を積極的に支援するとともに、中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展のために、地域の関係機関の連携体制を構築する調整役として、地域の支援力向上に努めるものとする。	○中小企業団体等の役割について、中小企業の支援を目的とする団体とその他の団体に分けているが、わかりづらいので、分けないほうがよい。(経済団体)  ○素案第7条の「関係機関」の定義を明確にすべき。(庁内関係課)	○条文案第6条に反映した。 (「中小企業関係団体」に一本化した。)  ○条文案第2条第8号に反映した。 (新たに「関係団体等」の定義を設け、条文案第6条の「関係団体等」の内容を明らかにした。)	第6条 中小企業関係団体は、中小企業者の経営能力の向上並びに製品及びサービスの開発能力の向上に資するため、特に小規模企業者に配慮して、中小企業に対する相談、指導、技術支援及び研修の実施等に努めるとともに、 <u>関係団体等が連携する体制の構築に努めなければならない</u> 。
2 中小企業団体等のうち前項以外のものは、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の向上及び改善等に努めるものとする。			
<b>(大企業者の役割)</b>			<b>(大企業者の役割)</b>
第8条 大企業者は、製品等の供給の過程等において重要な役割を果たす中小企業との相互依存関係等にかんがみ、その事業活動に当たっては、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用や、中小企業への技術援助等を通じて、中小企業の発展に配慮し協力するよう努めるものとする。	○必要性、内容の再検討が必要。「中小企業振興」のために、これらの団体等に条例上の責務を負わせることが適当なのか、また可能なのか疑問がある。(庁内関係課) 【以下、素案第9条～第11条について同じ】	○中小企業に関係する様々な主体の連携がこの条例の趣旨の1つであることから、協力を求める意味で努力規定として規定したい。 【以下、条文案第8条～第10条について同じ】	第7条 大企業者は、その事業活動と中小企業者の事業活動とが相互に依存している関係にあること、及びその業種を問わず中小企業の経営等に大きな影響力を持つことに鑑み、 <u>中小企業者との意思疎通を図りつつ、中小企業者が供給する原材料、製品及びサービスの利用並びに中小企業者への技術支援等を行うとともに、中小企業関係団体への加入に努めなければならない</u> 。
2 大企業者は、製造業、商業、サービス業その他の業種を問わず、また本社だけでなく県内の各店舗に至るまで、中小企業及び地域社会に雇用等を通じて大きな影響力を持つことにかんがみ、大企業者は、事業活動や商工団体等への加入等を通じて、中小企業の発展と地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。	○素案第2条第3号、第6条第4項及び第8条第2項の「商工団体等」を「中小企業団体等」と改めた方がよい。(経済団体)	○条文案第2条第3号、第5条第4項及び第7条に反映した。 (「中小企業関係団体」と改めた。)	



条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
<b>(教育機関等の役割)</b>			<b>(教育機関等の役割)</b>
第9条 大学及び研究機関は、県内企業全般に対する研究開発及び技術支援並びに人材の育成等を通じて、県内企業ひいては中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。		(法規担当部署との調整により修正)	第8条 大学及び研究機関は、中小企業者と連携した研究開発に努めなければならない。
2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校等は、児童及び生徒の健全な勤労観及び職業観の醸成や実学教育の充実等を通じて人材の育成を図ることにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。	○幼稚園においてもキャリア教育を実施しているので、幼稚園も加えた方がよい。なお、幼稚園は「幼児」、大学は「学生」。(庁内関係課)	○条文案第8条第2項に反映した。 (内容的に幼稚園も含む表記に改めるとともに、「学生等」を追加。幼児は「等」に含めた。)	2 学校及び公共職業能力開発施設は、児童、生徒及び学生等の健全な勤労観及び職業観を形成するための教育を行うよう努めなければならない。
	○教育機関の役割として、「『中小企業こそが地域を支え、地域経済の要である』と正しく評価し、その役割は重要であることを教える」を加えた方がよい。(経済団体)	○中小企業の重要性は前文や基本理念等で規定しており、条文案第8条第2項中「健全な勤労観及び職業観を形成」に意見の趣旨は含まれると考える。基本条例という性質及び他の条文との均衡上、条文案の表記のままをしたい。	
		○素案第9条第2項を2つの項(条文案第8条第2項及び第3項)に分けて、それぞれ規定内容を充実させた。 (法規担当部署との調整により修正)	3 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、中小企業を担う人材の育成に資するため、技術及び技能を養成するための実践的な教育の充実を努めなければならない。
<b>(金融機関等の役割)</b>			<b>(金融機関等の役割)</b>
第10条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善等に協力するよう努めるものとする。		(法規担当部署との調整により修正)	第9条 金融機関等は、中小企業者に対する適切な経営の向上及び改善の支援並びに融資等に努めなければならない。
<b>(労働団体の役割)</b>			<b>(労働団体等の役割)</b>
第11条 労働団体は、中小企業の労働者の働きやすい環境づくり等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。		(法規担当部署との調整により修正)	第10条 労働団体は、労働者の一層の勤労意欲の向上等を通じて中小企業の振興を図るため、中小企業者が行う労働環境の整備等に協力するよう努めなければならない。
		○素案第6条第5項から移動(中小企業者の取組みではなく、中小企業の労働者の取組みであるため) (法規担当部署との調整により修正)	2 中小企業の労働者は、中小企業の重要性を理解し、経営者とともに中小企業の将来を考え、自らの能力の向上を図ることを通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めなければならない。
<b>(県民の理解と協力)</b>			<b>(県民の理解と協力)</b>
第12条 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展に寄与することを理解し、県内産の製品の購入、地域の商店等の利用その他の取組等を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。	○条文の見出しについて、素案第7条～第11条に合わせて「 <u>県民の役割</u> 」に改めたほうがよい。(庁内関係課)	○県民は、中小企業に関係する団体等に比べ、中小企業との関わり方がより間接的と考えられるので、「役割」ではなく「理解と協力」という表現としたい。(法規担当部署との調整により修正)	第11条 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展に寄与することを理解し、中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。
		○素案第12条を2つの項(条文案第11条第1項及び第2項)に分けて、それぞれ規定内容を充実させた。 (法規担当部署との調整により修正)	2 県民は、日常生活において商品等を購入する場合、県産品の利用が中小企業の振興につながることを理解し、その購入に協力するよう努めなければならない。
<b>(県の施策の基本方針)</b>			
第13条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。		○県の基本的施策を条文案第12条以下でそれぞれ規定することとした。(法規担当部署との調整により削除)	

条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
<b>(創業の促進)</b>			<b>(創業の促進)</b>
第14条 県は、創業意欲の向上と創業しやすい環境づくりを推進し中小企業の創業を促進するため、創業意欲の喚起や総合的な相談、技術支援及び制度融資による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	○「総合的な相談」とあるが、通常の経営相談とは違った支援が必要ではないか。(関野委員)	○条文案第16条に反映した。 (素案第14条の「総合的な相談」を削り、「創業に関する情報の提供」を追加)	第16条 県は、企業の創業を促進するため、 <u>創業に関する情報の提供</u> 、相談、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。
<b>(経営革新の促進及び新事業展開の支援)</b>			<b>(経営革新の促進及び新事業展開の支援)</b>
第15条 県は、中小企業の経営革新の促進や新たな事業の展開を支援するため、新商品・サービスの開発支援や相談、技術支援並びに融資制度による金融支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	○経営革新及び新事業展開の支援は、新製品・サービスの開発支援もよいが、今大きな課題となっている「販路の拡大」も加えた方がよい。(経済団体)	○素案第15条を条文案第13条第1項に統合し、経営革新の手段として販路の拡大を位置付けた。 (法規担当部署との調整により修正)	
<b>(経営基盤の強化及び安定)</b>			<b>(融資及び相談の実施等)</b>
第16条 県は、中小企業の経営基盤を強化しその安定を図るため、次に掲げる事項その他の必要な措置を講ずるものとする。 (1) 中小企業者の受注機会の増大		(法規担当部署との調整により修正)	第14条 県は、 <u>前2条に定めるもののほか</u> 、中小企業者の経営の向上及び改善を図るため、次に掲げる事項その他の必要な措置を講ずるものとする。
(2) 制度融資による資金調達の円滑化及び関係機関による相談業務の支援		(法規担当部署との調整により修正)	(1) 融資及び相談の実施
(3) 中小企業者を取り巻く立地環境及びエネルギー供給構造の変化等に適切に対応するために必要な措置		○規定内容をより明確化した。 (法規担当部署との調整により修正)	(2) 輸送条件その他の立地条件の変化に対応した地域の産業基盤の整備  (3) 中小企業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する取組への支援
(4) 下請中小企業者の公正な取引環境の推進		(法規担当部署との調整により修正)	(4) 下請中小企業者に対する公正な取引の推進
<b>(新産業の創出及び次世代産業等の集積)</b>			<b>(次世代産業及び産業のイノベーションの創出の促進)</b>
第17条 県は、成長期待分野における新たな産業の創出及び次世代産業等の集積を促進するため、県の試験研究機関等を活用した新技術・新製品の研究開発の支援及び関係企業等の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。	○「イノベーション」や「経営革新」はこれから必ず必要となってくるキーワード。(経済団体)	○条文案第3条第2号、第4条第1項及び第17条に「産業のイノベーションの創出」を規定した。  ○その他、条文案第17条のとおり、文言を精査の上、追加、修正を行った。(法規担当部署との調整により修正)	第17条 県は、 <u>地域における次世代産業及び産業のイノベーションの創出を促進するため</u> 、試験研究機関等による新しい製品又はサービスの開発、高付加価値化に対する支援、融資その他の必要な措置を講ずるものとする
<b>(販路の拡大)</b>			<b>(販路の拡大等)</b>
第18条 県は、中小企業による国内外の販路の拡大を促進するため、企業の商談機会の拡大や、中小企業がその事業基盤を国内に維持しつつ取り組む国際的な事業展開の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	○経営革新及び新事業展開の支援は、新製品・サービスの開発支援もよいが、今大きな課題となっている「販路の拡大」も加えた方がよい。(経済団体)	○素案第15条を条文案第13条第1項に統合し、経営革新の手段として販路の拡大を位置付けた。 (法規担当部署との調整により修正)	第13条 県は、中小企業の経営革新による経営の向上及び改善を図るため、 <u>新たな製品又はサービスの開発に対する支援</u> 、国内外における販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。
		○素案第18条を条文案第13条の第2項とし、文言を精査し、追加、修正を行った。 (法規担当部署との調整により修正)	2 前項に定める販路の拡大は、 <u>中小企業者への商談の機会の提供</u> 、中小企業者がその事業基盤を県内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な措置を講ずることにより行うものとする。
<b>(商業及び観光業等の地域に根ざした産業の振興)</b>			<b>(商店街の活性化)</b>
第19条 県は、商業、観光業及び伝統産業等の地域に根ざした産業の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。		○素案第19条の商業、伝統産業等の規定について、条文案第19条と第20条に条を分け、それぞれ規定内容の充実を図った。	第19条 県は、 <u>商店街が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み</u> 、その活性化を図るため、商店街振興組合等が実施する事業に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。



条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
			(地場産業の振興)
		○素案第19条の商業、伝統産業等の規定について、条文案第19条と第20条に条を分け、それぞれ規定内容の充実を図った。	第20条 県は、食品、伝統的工芸品等の地場産業に係る中小企業の振興を図るため、その販路の拡大、その技術の高度化及び継承への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
			(観光産業等の振興)
	○「観光業」や「農林業」も第2章で具体的に条文を設けて規定したほうがよい。特に観光業は本県にとって重要であるし、また、農林業もこれから法人化が進み、付加価値も高まっていくと思うので。(経済団体)	○条文案第21条に反映した。 (観光産業、農林産業等に係る条文を新設)	第21条 県は、豊かな地域資源を活かした観光産業及び農林産業並びに地域に根ざした建設産業等に係る中小企業の振興を図るため、国内外からの誘客の促進、農林産業との連携の支援、建設産業の技術の継承及び向上への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
			(人材の育成及び確保)
第20条 県は、中小企業を担う人材を育成するため、人材育成機関の施設・設備の充実等に努め、企業のニーズに合った職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。	○条文の見出しについて、「(人材の育成)」を「(人材の育成及び確保)」に改めた方がよい。基本理念との対応から。(庁内関係課)  ○条文中「人材を育成する」を「人材の育成及び確保に資する」に改めた方がよい。(庁内関係課)	○条文案第24条に反映した。 (見出しに人材の「確保」を追加)  ○条文案第24条に反映した。 (条文中に人材の「確保」を追加)	第24条 県は、中小企業を担う人材の育成及び確保を図るため、公共職業能力開発施設の充実、中小企業者の需要に応じた職業訓練の実施、学生等の県内企業への就職の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
			(雇用機会の提供及び労働環境の整備の促進)
第21条 県は、中小企業における雇用機会の確保及び働きやすい職場づくりを推進するため、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。		○素案第21条の内容中、雇用機会の確保と労働環境の整備(働きやすい職場づくり)を別項(条文案第23条に第1項及び第2項)に分け、それぞれに基本的な施策の例を規定した。 (法規担当部署との調整により修正)	第23条 県は、中小企業における雇用の機会を提供するため、情報提供、職業紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。  2 県は、中小企業における労働環境の整備を促進するため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。
			(小規模企業者の事業環境の整備等)
第22条 県は、小規模企業者が地域経済の安定や新産業の創出等に重要な役割を果たすことにかんがみ、小規模企業者の自助努力を基本としつつその活力が最大限に発揮されるよう、事業環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。  2 県は、前項の施策の実施に当たっては、小規模企業者の経営資源の確保に特に配慮するものとする。		○条文案第22条のとおり、文言を精査の上、追加、修正を行った。 (法規担当部署との調整により修正)	第22条 県は、小規模企業者が地域経済の安定、次世代産業の創出等に重要な役割を果たすことに鑑み、小規模企業者の自助努力を基本としつつ、その経営資源の確保に配慮し、その活力が最大限に発揮されるよう、その事業環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
			(産学官等の連携の促進等)
第23条 県は、中小企業者と関係者との連携が中小企業の経営の安定、技術力の強化、新分野への進出及び新産業の創出等に役立つことから、産学官金連携等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。	○労働団体も加えて「産学官金労」連携としてほしい。(根橋委員)	○条文案第26条に反映した。 (労働団体を追加)	第26条 県は、地域における次世代産業の創出、産業の高付加価値化等を図るため、産学官連携を一層推進するとともに、中小企業関係団体等、金融機関等及び労働団体の連携を強化するために必要な措置を講ずるものとする。
			(県の施策の効果的な実施のための取組)
第24条 県は、上記の基本方針に基づき実施する中小企業の振興に関する施策をより効果的なものとするため、次に掲げる事項に取組むものとする。			
			(受注機会の増大及び県産品の積極的な購入)
第25条 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、県内中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。	○受注機会の増大は非常に重要。(経済団体)	○素案第25条と第26条は内容に共通する部分があるため、これらを統合し、条文案第12条のとおりとした。 (法規担当部署との調整により修正)	第12条 県は、工事の発注並びに物品及びサービスの調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の積極的な購入に努めるものとする。
			(県産品の優先発注)
第26条 県は、物品の調達に当たっては、予算の適正な執行を確保しつつ、県産品の優先発注に努めるものとする。		○素案第25条と第26条は内容に共通する部分があるため、これらを統合し、条文案第12条のとおりとした。 (法規担当部署との調整により修正)	

条文素案(H25.10.30)	主 な 意 見	事務局対応(案)	条文案(H25.12.26) 〔下線は変更部分〕
<b>(中小企業者の後継者育成・確保の支援)</b>			<b>(後継者の育成及び確保)</b>
第27条 県は、中小企業者が円滑に事業の承継を行うことができるよう、中小企業支援団体等と連携し、中小企業者の後継者の育成・確保の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	○地域資源の引継ぎ、M&Aやマッチングがここでいう「後継者」に含まれるか。素案第27条では一般の人が読むと親族など狭義の後継者と捉えてしまうと思う。第三者が後継者となるものも含むような文言にしてほしい。(経済団体)	○条文案第25条に反映した。 (「親族外承継」を含む旨の規定を追加)	第25条 県は、 <u>中小企業関係団体と連携し、中小企業者が円滑に事業の承継(親族外承継を含む。)</u> を行うことができるよう、その後継者の育成 <u>及び確保</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。
<b>(中小企業者の事業継続の支援)</b>			<b>(災害の発生後における事業継続の支援)</b>
第28条 県は、中小企業者が災害に対して適切な危機管理を行うことにより、災害発生後も円滑に事業を継続することができるよう、中小企業支援団体等と連携し、事業継続計画の策定の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	○事業継続の支援に金融機関も加えた方がよい。実態として金融機関の役割が大きいので。(経済団体)	○条文案第15条に反映した。 (「金融機関」を追加)	第15条 県は、 <u>中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、中小企業者が災害の発生後も円滑に事業を継続することができるよう、その事業継続計画の策定の支援</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。
<b>(立地企業の定着促進)</b>			<b>(企業の立地及び定着等の促進)</b>
第29条 県は、県内に立地した企業の定着を図るため、市町村やその他の関係機関等と連携し、当該企業の研究開発等の支援や適時適切な情報交換等を行うよう努めるものとする。		○内容を再検討し、条文案第18条において企業の定着のみならず立地(誘致)についても規定することとした。	第18条 県は、 <u>県内産業の空洞化を防止し、次世代産業等の集積により地域における中小企業の発展を図るため、市町村、県内企業、大学及び金融機関等と連携し、県内への企業の立地を促進するとともに、立地した企業と十分な意思疎通を図りつつ、その定着及び発展に資する研究開発への支援</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。
			<b>(市町村への協力)</b>
	○市町村に関する規定がない。(経済団体)  ○企業誘致等において「市町村の関与」が重要なので、これを盛り込んでほしい。(根橋委員)	○条文案第27条に反映した。 (県から市町村への協力規定を新設)	第27条 県は、 <u>市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。
<b>(広報等の措置)</b>			<b>(広報活動の充実等)</b>
第30条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解及び関心を深めるため、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  2 県は、県内中小企業の受注の拡大に資するため、県の内外を問わず、広報、顕彰その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。		○素案第30条第1項及び第2項は内容に共通する部分があるため、これらを統合し、条文案第28条のとおりとした。 (法規担当部署との調整により修正)	第28条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解を深めるとともに、 <u>県内の中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の購入が図られるようにするため、広報活動の充実、優れた中小企業者の顕彰</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。
<b>(調査及び研究)</b>			<b>(調査及び研究)</b>
第31条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。	○「必要な調査及び研究を実施するものとする」を「必要な調査及び研究を行い発表・論証する場を設けるものとする」に改めた方がよい。公開性や検証の必要性等が不足しているから。(経済団体)	○発表・論証する場としては、中小企業振興審議会等を活用することを考えている。公開性については、条文案第31条中に公表を規定している。 (法規担当部署との調整により修正)	第29条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、 <u>必要な調査及び研究を実施するものとする。</u>
<b>(中小企業者等の意見の反映等)</b>			<b>(施策の実施状況の公表)</b>
第32条 県は、中小企業の振興に関する主な施策の実施状況を公表するとともに、中小企業者及び中小企業に關係する団体等の意見を施策に反映することができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。		○素案第32条後段の「…意見を施策に反映…」は、条文案第4条2項の県の責務へ移動 (法規担当部署との調整により修正)	第31条 知事は、 <u>毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。</u>
<b>(財政上の措置)</b>			<b>(財政上及び税制上の措置)</b>
第33条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。		(法規担当部署との調整により修正)	第30条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、 <u>必要な財政上及び税制上の措置</u> を講ずるよう努めるものとする。